

**平成 29 年度滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会
ワーキンググループ③（主な意見）**

1 内容

- (1) 日時 平成 29 年 10 月 25 日（水） 16:00～18:45
- (2) 出席委員 岡本委員、尾上委員、北野委員、佐野委員、崎山委員（座長）、竹下委員
- (3) 検討事項 解消法の上乗せ・横出しの範囲、解決の仕組みについて議論する。

2 主な意見

【10/4WG①（差別事例分析等）および 10/5WG②（差別の定義）の概要について】

- ・不均等待遇は難しい。差別の定義はわかりやすいものにしたい。条例は滋賀県民の理解のもとに活用されていくものでなければならないので、不均等待遇を条例に入れるのはやめてほしい。
- ・不均等待遇は、差別禁止部会でまとまった結論であり、それを踏まえた水準を条例で組み込んでいけたらいいのではないかという意味で、不均等待遇がいいのではないかという意見。
- ・不当な差別的取扱いの「不当」という言葉は正当化概念を残してしまう。不均等待遇の方が使いやすいとため、滋賀県で採用してほしい。

【条例による上乗せ・横出しについて】

- ・個人に横出しすることを論点として提示されることが不思議で、憲法にすべての国民は差別されないとなっているので、横出しして当然だと思っている。
- ・憲法は基本的には対国家に対して保障されているものであって、その国民間での適用は間接適用説が通説だが、一定は私法上も規制されて当然。
- ・すべての人に滋賀県をどう作っていくかということを提案する条例ということに力点をおけば県民すべてが対象になるのではないか。
- ・法律の3年後見直し規定があり、合理的配慮の義務付けへの見直しの議論がされようかという中で、今更、滋賀県の条例で事業者を努力義務とするのはおかしい。
- ・法律でも負担の程度によって線引きする形になっているので、過度の負担にはならず、個人を含めて規制の対象にしても過剰なものにはならない。「過度な負担」のルールづくりが大事。
- ・合理的配慮についての規模などの基準は、条例ができてから事例を収集しながら整理をしていく必要があり、ガイドラインでそこをクリアしていけばよい。分野によってもだいぶ違うのではないか。
- ・明石市のような合理的配慮の助成の仕組みを導入すれば、過重な負担のハードルが下がるので、滋賀県でも同様の仕組みづくりを検討してほしい。

【差別を受けた場合の解決の仕組みについて】

- ・強い強制力というよりは、差別をされた方と差別をした方の間で問題を建設的に話し合うための専門的な相談機関その仕組みが一番大事である。間に問題を客観的にとらえて相談、問題を理解し、調整できるプロが必要。その方をどうトレーニングするのか、身分立場どうするのかという問題はある。
- ・福祉圏域ごとに相談窓口を設置し、公募する提案をしたい。相談窓口は当事者性を重視してほしい。
- ・①権利すべてに関する相談に対応できる、②社会モデルのアプローチで対応できる、③この条例をきっかけに今まで声があげられなかった人が相談できるセルフアドボカシーの仕組みを構築してほしい。
- ・差別解消の相談員は、障害者の権利に関することをまるごと全部引き受ける覚悟をもった人でないといけない。また、相談に対するアプローチという点では、差別解消や障害の社会モデルに対する深い理解がないといけない。
- ・相談の範囲を決めつけずに両方のバランスを見極められるような人材が必要になってくるが、確保が難しい。
- ・相談にはかなり高い専門性が求められる。合理的配慮の不提供は微妙な判断になってくるので、最終的な判断を念頭に置きながらあっせんを行える人というのは限られている。仕組みそのものは他府県の条例などがあるので作れそうだが、どんな人を集めてくるのが難しい。
- ・社会モデルの研修をこの条例にいれたらどうか、人づくりを含めてこの条例の機能のひとつにしたらどうか。
- ・調停・あっせんは、調停委員会のようなチームです思うが、チームをどう活性化するのが問題。

【相談の範囲等】

- ・相談事例の中での差別的取扱い・合理的配慮の不提供は切り分けられないため 申立ての範囲には差別的取扱、合理的配慮の提供も含まれるということにしたい。
- ・条例の規定は、知的障害など自分から申立てがしにくい人への合理的配慮の提供がしやすくなるような工夫が必要。

【その他】

- ・WGで提示されていない論点以外は今後どこで検討するのかスケジュールを聞かせてもらいたい。

滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会 ワーキンググループ③(法の上乗せ・横出し／解決の仕組み) 次第

日時：平成 29 年(2017 年)10 月 25 日(水)
16:00～18:30
場所：滋賀県庁北新館 3 階 多目的室③

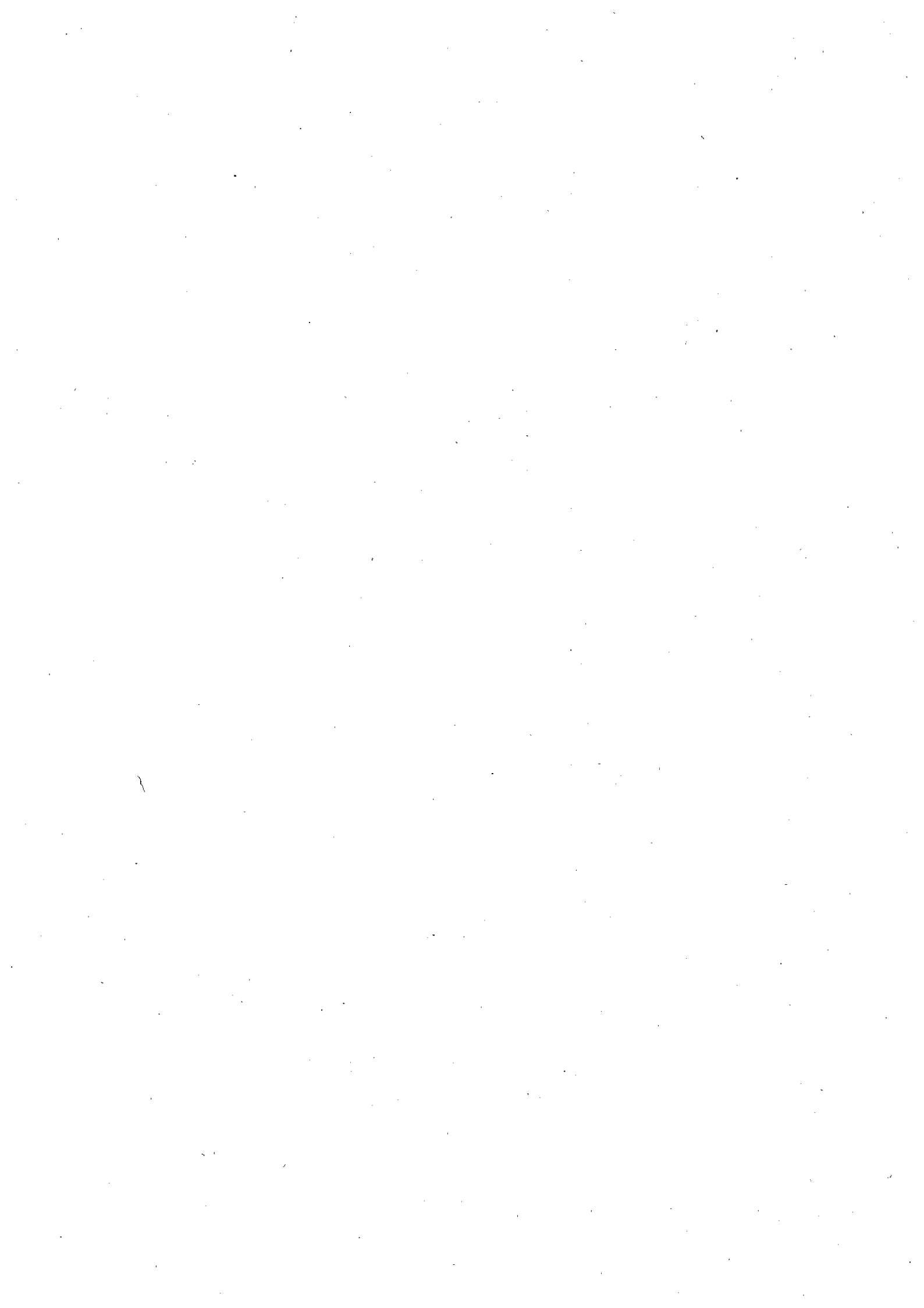
1. 報告
 - ・ 10/4WG①(差別事例分析等) および 10/5WG②(差別の定義)の概要について
2. 議事
 - ・ 条例による上乗せ・横出しについて
 - ・ 差別を受けた場合の解決の仕組みについて
3. 閉会

<配付資料>

資料 1 条例による上乗せ・横出し部分の論議事項
資料 2 条例における差別を受けた場合の相談・解決の仕組み部分の論議事項

参考資料 1 条例検討専門分科会ワーキンググループの設置について
参考資料 2 10 月 4 日条例検討ワーキング①(差別事例分析等)資料一式
参考資料 3 10 月 5 日条例検討ワーキング②(差別の定義)資料一式
参考資料 4 上乗せ・横出し条例の比較
参考資料 5 県の相談対応フロー図・差別解消地域支援協議会等資料

ファイル 法令・他府県条例の条文一式



条例による上乗せ・横出し部分の論議事項

◆障害者差別解消法の補完

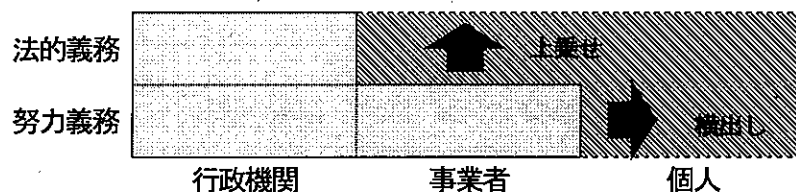
条例による上乗せ・横出し

ポイント

- 1 障害者差別解消法による義務（民間事業者）を強化するか（上乗せ）
- 2 障害者差別解消法による規制の対象（行政機関・民間事業者）の範囲を広げるか（横出し）

■行政機関・事業者課される義務

		不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮の 不提供の禁止
行政機関	サービス提供	法的義務	法的義務
	雇用・就業	法的義務	法的義務
事業者	サービス提供	法的義務	努力義務
	雇用・就業	法的義務	法的義務



他府県の状況

	千葉県	長崎県	愛知県	京都府	奈良県	鹿児島県
合理的配慮の 義務化(※1)	有	有	県のみ	府のみ	有	無
規制の対象	何人も	何人も	県 事業者	府 事業者	何人も	何人も

(※1) 事業者に対して合理的配慮を法的義務としている場合は「有」

※条例を制定している 25 道府県のうち、「上乗せ・横出し」の両方を行っているのは 9 県
岩手、茨城、千葉、富山、奈良、愛媛、長崎、大分、沖縄

論点の例

- ① 上乗せ・横出しのない「理念型条例」では条例制定の意義が乏しいのでは？
- ② 上乗せにより、事業者による合理的配慮の提供の実効性が増すのでは？
また、実効性を確保するための体制や施策を検討する必要があるのではないかと？
→ 一方で、求められる配慮は様々であり、企業規模等によっても異なるものであるため、一律的で過度な規制は避けるべきか？
- ③ 横出しにより、所管省庁が不明確な分野（ex 自治会）、個人も知事の権限で対応できるのでは？
→ 個人については思想・信条の自由、結社の自由等に抵触する可能性があり、より慎重な判断と仕組みが必要では？

当該部分に関して分科会での意見（抜粋）

- そもそも上乗せ・横出しをしなかったら条例をつくる意味がない。どんな上乗せ・横出しをするかが条例づくりの最大の根拠。
- 一方で理念型の条例ではなく、何か明らかに政策的に担保できるものを踏まえた上乗せ・横出しの条例であってほしいと思う。
- 障害者差別解消法の足らざる部分というのが何点かあって、その一つは、民間事業者の合理的配慮が努力義務にとどまっている、これを条例上の義務にできるかどうかという問題や、あともう一つは行政の肥大化を防ぐという一般論でその中で紛争解決の仕組みが独自につくれなかった。これが決定的に弱かったと思う。
- 差別解消法の補完という部分はやっぱり滋賀だから他府県の条例がある中でいいとこ取りですべてやっているなという条例であってほしいと思う。
- 合理的配慮の上乗せに関わり、民間事業者への義務づけについて、例えば明石市の場合、合理的配慮の公的助成制度を始めたりしている。義務づけるだけでなく、その実効性をどう担保していくかといったことも一つの論点になるかと思う。

条例による上乗せ・横出し検討に係る検討資料

(1) 差別解消法

差別解消法	<p><u>(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)</u></p> <p>第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、<u>障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</u></p> <p>2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、<u>障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</u></p> <p><u>(事業者における障害を理由とする差別の禁止)</u></p> <p>第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、<u>障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</u></p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、<u>障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</u></p>
-------	---

(2) 地方自治法

地方自治法	<p>第14条 普通地方公共団体は、<u>法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。</u></p> <p>2 普通地方公共団体は、<u>義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。</u></p> <p>3 普通地方公共団体は、<u>法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</u></p>
-------	--

(3)障害者差別解消法に係る附帯決議

附帯決議	<p>【衆議院附帯決議 H25.5】</p> <p>ハ 本法が、地方公共団体による、いわゆる<u>上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。</u></p> <p>【参議院附帯決議 H25.6】</p> <p>十 本法が、地方公共団体による、いわゆる<u>上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること</u></p>
------	--

4)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集<地方公共団体向け>

問4-1	<p><本法の成立により、<u>条例の制定に何らかの拘束が生じるのか</u>></p> <p>○ 本法の成立後においても、地方公共団体が<u>地域の実情に即して、いわゆる上乗せ、横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例を制定することは、当然に可能である。</u></p>
問8-2	<p><合理的配慮に関して事業者は努力義務だが、<u>雇用分野は義務となっていることとの関係如何</u>></p> <p>○ 本法は事業分野を特定せず、包括的に事業者に対して障害者に対する合理的配慮を求めものであるが、<u>障害者と事業者との関係は事業分野ごとに様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、自公民の3党における議論において、本法においては、事業者については努力義務としている。</u></p> <p>○ <u>雇用分野については、障害者の自立や社会参加にとって極めて重要な分野であり、労働者と事業主とは雇用契約における継続的な関係にあることなどを踏まえて、事業主等の合理的配慮の提供を義務としたところである。</u></p>
問9-1	<p><本法は、<u>事業者でない一般私人の行為や個人の思想や言論も対象としているのか</u>></p> <p>○ 本法においては、<u>事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不適当と考えられることから対象としていない。</u>一般私人については、第15条に規定する国や地方公共団体による啓発活動を通じ、本法の趣旨の周知を図っていくこととする。</p>
問9-2	<p><障害者への誹謗中傷等、<u>ネット上での書き込みは本法により規制されるのか</u>></p> <p>○ 本法においては、<u>事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不適当と考えられることから対象としていない。</u>ただし、国民に対して啓発を行っていくことは非常に重要と考えている。</p>
問10-9	<p><合理的配慮の提供について、<u>行政機関等のみが義務で民間事業者は努力義務としている理由</u>></p> <p>○ <u>障害者と相手方の関係は様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、本法においては、合理的配慮について、一律に法的義務とするのではなく、国の行政機関や地方公共団体、独立行政法人等の政府の一部を構成するとみられる法人などの公的主体については法的義務を課し、民間事業者については、努力義務を課した上で対応指針により自発的な取組を促すこととしている。</u></p>
問10-10	<p><民間事業者の合理的配慮について<u>努力義務にとどめているが、実効性をどう確保するのか。</u>></p> <p>○ 障害者と相手方の関係は様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、本法においては、合理的配慮について、一律に法的義務とするのではなく、国の行政機関や地方公共団体、独立行政法人等の政府の一部を構成するとみられる法人などの公的主体については法的義務を課し、民間事業者については、努力義務を課した上で対応指針により自発的な取組を促すこととしている。</p> <p>○ <u>その上で、主務大臣が特に必要があると認めるときは、報告の徴収、助言、指導、勧告といった措置を講ずることができることとしており、これらの権限が適切に行使されることにより、実効性が確保されるものとする。</u></p>

(5)障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

<p>基本方針 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針)</p>	<p>第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向 2 基本的な考え方 (3) 条例との関係 地方公共団体においては、近年、法の制定に先駆けて、障害者差別の解消に向けた条例の制定が進められるなど、各地で障害者差別の解消に係る気運の高まりが見られるところである。法の施行後においても、<u>地域の実情に即した既存の条例（いわゆる上乘せ・横出し条例を含む。）については引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害者差別を解消する取組の推進が望まれる。</u></p>
	<p>第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別の解消するための措置に関する共通的な事項 2 不当な差別的取扱い (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方 ア 法は、障害者に対して、<u>正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。</u> なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。 イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。<u>不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。</u> (2) 正当な理由の判断の視点 正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、<u>正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。</u>行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。 3 合理的配慮 (1) 合理的配慮の基本的な考え方 ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。 法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合</p>

理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

現時点における一例としては、

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更などが挙げられる。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第5」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

(6) 他府県での状況

※H29.10 時点で条例を制定しているのは25道府県 うち上乘せ・横出し条例は9県

北海道、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、奈良県、徳島県、愛媛県、鳥取県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

→各条文の規定については参考資料4

(7) 合理的配慮の実効性確保の取組

■明石市の合理的配慮の提供を支援する助成制度 ※明石市 HP より

障害のある人もない人もともに安心して暮らせる共生のまちづくりを推進していくために、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成。

○制度を利用できる団体

(1) 事業者など民間の事業者 (2) 自治会など地域の団体 (3) サークルなどの民間団体

○助成の対象になるもの

合理的配慮を提供しやすくするために環境整備にかかる費用で、次のもの。

① コミュニケーションツールの作成費（上限額5万円までは全額助成）

→点字メニューの作成、チラシ等の音訳にかかる費用、コミュニケーションボードの作成等

② 物品の購入費（上限額10万円までは全額助成）

→折りたたみ式スロープや筆談ボードなどの購入費用

③ 工事の施工費（上限額20万円までは全額助成）

→簡易スロープや手すりなどの工事にかかる費用

■兵庫県の合理的配慮アドバイザーの派遣 ※兵庫県 HP より

事業者等を対象に障害者支援や障害者雇用に精通した専門家（合理的配慮アドバイザー）を無料で派遣し、事業者の悩みについてサポートする制度。

※事業者等・個人か団体か、営利目的か非営利目的かを問わず。個人事業主や無報酬の事業を行う者（ボランティア団体、自治会等）も対象。

(派遣の事例)

- ・接客研修で障害者への対応を学ぶ（派遣する専門家例：障害者相談支援事業所管理者クラス）
- ・ユニバーサル化投資の留意点を知る（派遣する専門家例：特例子会社マネージャークラス）
- ・障害者差別解消法により事業者等に求められる対応を学ぶ（派遣する専門家例：障害者地域生活支援センター管理者クラス）

条例における差別を受けた場合の相談・解決の仕組み部分の論議事項

◆障害者差別解消法の補完

差別を受けた場合の解決の仕組み

ポイント

■論点 1：相談体制について

①相談体制をどのように規定するか？

- ・・・相談員の配置をどうするか (ex 広域・地域相談員、各圏域に相談員を配置など)
- ・・・専門性の確保をどうするのか

②受け付ける相談内容(対象範囲)をどのように指定するか？

- ・・・県民であるか否か、本人であるか否かを問わず、事業者等からの相談も含めるか

③既存の相談機関や市町との役割分担・連携をどうするか？

■論点 2：解決の仕組みについて

①体制(調停、あっせん等を行う機関)をどうするのか

②権限行使の対象は「合理的配慮の不提供」も含めるべきか、個人も対象にすべきか

③人権救済制度や市町の解決の仕組みとの関係、また、県の障害者差別解消支援地域協議会との関係をどうするのか

■論点 3：実効性の担保について

①指導(あっせん、調停)、勧告、公表のどこまでを行うのか

②申立てができる範囲をどうするのか

他府県の状況

条例を制定している 25 道府県中

- ・相談体制の仕組み 23 府県
- ・調停・あっせん 21 道府県(事業者のみまたは差別のみを含む。)
- ・勧告 20 道府県(事業者のみまたは差別のみを含む。)
- ・公表 18 道府県(事業者のみまたは差別のみを含む。)

が解決の仕組みを設けている。

参 考

「障害者差別解消法 第 14 条」

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(H27.2 内閣府)

第 5. 2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備(抜粋)

・・・(略) 法は、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしており、国及び地方公共団体においては、相談窓口を明確にするとともに、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより、障害者差別の解消の推進に資する体制を整備するものとする。

「障害者差別解消法 第17条」

国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

「障害者差別解消法 第12条（抜粋）」

主務大臣は、・・・(略)、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

※障害者差別解消法施行令により、各事業法等において、その事業者に対する監督権限に属する事務を地方公共団体の長等が行うこととされているときは、障害者差別解消法第12条に規定する主務大臣の監督権限に属する事務についても、併せて地方公共団体の長等が行うこととされている。

当該部分に関して分科会での意見（抜粋）

- 差別を受けた場合の解決の仕組みで、紛争という言葉避けるかどうかということは表現をどうするかというところで考えたらよいのでは。
- （条例の検討において）一番大事なところはこの部分ではないか。
- この部分の中で論点の⑤（相談員はどのような形で配置するか）が一番大きな問題で、千葉県で条例を作るときにも議論されて、一番大きな成果は実は14人いる広域の専門相談員。
- 千葉県では、広域の専門相談員がいることによって、90%以上の問題が解決している。やはり障害者差別のことをしっかり研修を受けてちゃんと理解できている専門的な相談員がいなければ紛争解決は不可能。
- まず、きちんとしたトレーニングを受けて、障害者団体の研修を受けた、きちんとしたことができる専門的な相談員をどうこの法律に位置付けて、まずきっちりとした専門相談ができると、差別に関する、そのことを踏まえてそれでも解決しない場合にはどうあつせんし、あつせんを無視した場合にはどう公表するかという、この仕組みを明確にするような条例であつてほしいと思う。
- 障害者差別解消法の足らざる部分というのが何点かあつて、その一つは、民間事業者の合理的配慮が努力義務にとどまっている、これを条例上の義務にできるかどうかというような問題や、あともう一つは行政の肥大化を防ぐという一般論でその中で紛争解決の仕組みが独自につくれなかった。これが決定的に弱かつたと思う。
- 差別解消法の補完という部分はやっぱり滋賀だから他府県の条例がある中でいいところ取りですべてやっているなという条例であつてほしいと思う。

差別を受けた場合の相談・解決の仕組みの検討に係る検討資料

(1) 相談体制・解決の仕組みに関する他府県比較

道府県名	相談体制	解決の仕組み
岩手県 指導○ 勧告× 公表×	<p>体制</p> <p>市町村社協と県保健福祉環境センター</p> <p>範囲</p> <p>規定なし</p> <p>プロセス</p> <p>市町村社協等を一時相談窓口として、県の保健福祉環境センター等で助言・調整</p>	<p>体制</p> <p>県障害者施策推進協議会（障がい者不利益取扱い事案調整部会）</p> <p>範囲</p> <p>規定なし</p> <p>プロセス</p> <p>県保健福祉部の事実確認→調整部会による調査→県保健福祉部による助言・調整</p>
茨城県 指導○ 勧告○ 公表○	<p>体制</p> <p>県（障害者差別相談室）</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>県の障害者差別相談室に対する相談</p>	<p>体制</p> <p>知事</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>申立て→知事による調査→助言・あっせん→勧告→公表</p>
千葉県 指導○ 勧告○ 公表×	<p>体制</p> <p>①地域相談員(身体・知的障害相談員に委託) ②広域専門指導員(相談員の指導、事案調査)</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>地域相談員に対する相談→相談員による調整紹介、法上の支援制度に関するあっせん等</p>	<p>体制</p> <p>③障害のある人の相談に関する調整委員会</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>申立て→広域専門指導員による調査→調査委員会による審理→調査委員会による助言・あっせん→知事による勧告</p>
富山県 指導○ 勧告○ 公表○	<p>体制</p> <p>①地域相談員(身体・知的障害相談員に委託) ②広域専門相談員(相談員の指導、事案調査)</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>地域相談員・広域専門相談員に対する相談→助言・情報提供、調整等 ※人権擁護機関等との連携を規定</p>	<p>体制</p> <p>③障害のある人の相談に関する調整委員会</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>申立て（相談前置）→広域専門相談員による調査→調査委員会による意見聴取・資料提出要請→調整委員会による助言・あっせん→知事による勧告→公表</p>

<p>奈良県</p> <p>指導○ 勧告○ 公表○</p>	<p>体制</p> <p>①相談員</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>相談員に対する相談→助言・情報提供、調整</p>	<p>体制</p> <p>②障害者相談等調整委員会</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>申立て(相談前置)→調整委員会による調査→調整委員会による助言・あっせん→知事による勧告→公表</p>
<p>愛媛県</p> <p>指導○ 勧告○ 公表○</p>	<p>体制</p> <p>①広域専門相談人</p> <p>範囲</p> <p>(県民による) 不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>広域専門相談人に対する相談→助言・情報提供、調整</p>	<p>体制</p> <p>②障がい者差別解消調整委員会</p> <p>範囲</p> <p>(県民による) 不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>申立て(相談前置)→調整委員会による調査→調整委員会による助言・あっせん→知事による勧告→公表</p>
<p>長崎県</p> <p>指導○ 勧告○ 公表○</p>	<p>体制</p> <p>①地域相談員(身体・知的・精神相談員に委託)</p> <p>②広域専門相談員(相談員の指導、事案調査)</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>地域相談員・広域専門相談員に対する相談→助言・情報提供、調整等</p>	<p>体制</p> <p>③障害のある人の相談に関する調整委員会</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>申立て→地域相談員・広域専門相談員による調査→調査委員会による助言・あっせん→知事による勧告→公表</p>
<p>大分県</p> <p>指導○ 勧告○ 公表○</p>	<p>体制</p> <p>①専門相談員</p> <p>※身体・知的障害者相談員との連携・協力</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>専門相談員に対する相談→助言・情報提供、調整等</p>	<p>体制</p> <p>②県障害者施策推進協議会</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>申立て(相談前置)→協議会による調査→協議会によるあっせん→知事による勧告→公表</p>
<p>沖縄県</p> <p>指導○ 勧告○ 公表×</p>	<p>体制</p> <p>①差別事例相談員(市町職員等)</p> <p>②広域専門相談員(相談員への助言、事案調査)</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>市町村の差別事例相談員に対する相談</p> <p>※困難事例は直接、相談、助言を行う</p>	<p>体制</p> <p>③障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会</p> <p>範囲</p> <p>不当な差別的取扱い + 合理的配慮の不提供</p> <p>プロセス</p> <p>申立て→調整委員会による調査→調整委員会による助言・あっせん→知事による勧告</p>

(2)その他—特徴的な規定等

区分	規定	府県
相談できる人	「何人も」と規定	茨城県、富山県、奈良県、徳島県(全ての県民)、長崎県、大分県
	「事業者」や「差別したとされる人も相談できる」等について、条文や逐条解説等に明記	千葉県、長崎県(自らの行為が差別に該当するか否かの相談も可)
相談できる内容	「差別に関する」ではなく「差別に該当すると思われる」と規定	千葉県(解説に記載)
	「障害女性の複合的原因により特に困難な状況に置かれる場合等」や「障害を理由とする言動であって、当該障害者に不快の念をを起こさせるもの」も相談内容に含む旨規定	京都府
助言・あっせんの申立てができる人	差別を受けた障害のある人、その家族、その他関係者 ※一般的な規定。「後見人」などを明示している条文もある	富山県、奈良県、愛媛県、長崎県、大分県、沖縄県
	「差別をしたとされる人や事業者も助言・あっせんの申立てができる」旨解説等に記載	千葉県(差別をしたとされる人)
	「差別等を受けたと思われる事案を発見した者」も含む旨規定	徳島県
申立て後の体制における調整委員会等の役割	知事から諮問を受け、審議等を行い、助言・あっせんする。必要な場合、自治体の長に勧告を求める ※(報告)は「勧告の求め」ではなく助言・あっせん結果の報告	千葉県、富山県、奈良県(報告)、徳島県、長崎県、大分県
	申立て自体を調整委員会等が受け、審議等の後、助言・あっせんを行い、必要な場合、自治体の長に勧告を求める	京都府
その他の特徴的な規定	千葉県：事案に係る「訴訟に関する費用の貸付けその他の援助」(第26条)の規定がある 沖縄県：条例第4章の基本的施策の中で、「同様の経験を有する障害のある人同士による問題解決のための相談体制の充実に必要な施策を講ずる」(第33条)との規定がある 明石市：公表等の措置を取ってもなお差別が解消されない場合、条文に「差別を解消するために必要な対応をすることができる」との規定がある。 ※条例解説＝「処分性を伴わない手段を尽くして差別の解消を引き続き検討する」	



上乘せ・横出し条例の比較

【参考資料4】

自治体	全面施行年月	条例の名称	禁止される行為	規制の対象	条文
国	H28.4	障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律	○差別的取扱い ○合理的配慮の不提供	○差別的取扱い ⇒行政、事業者 ○合理的配慮の不提供 ⇒行政 ※事業者は努力義務	※差別的規定はなし ○差別的取扱いの禁止規定 「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」 「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」 ○合理的配慮の不提供の禁止規定 「行政機関等は、……その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」 「事業者は……その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」
岩手県	H23.7	障がいのある人もない人も共に歩み寄せに生きる岩手県づくり条例	不利益な取り扱い (＝不利な区分・排除・権利の制限＋合理的配慮の不提供)、虐待	何人も	○不利益取扱いの規定 「障がいのあることを理由として不利な区分、排除及び権利の制限をすること並びに障がいのない人との実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮(社会通念上相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他の過重な負担を課すものと認められる場合を除く。)をしないこと」 ○禁止規定 「何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない。」
茨城県	H27.4	障害のある人もない人も共に歩み寄せに暮らすための茨城県づくり条例	差別(＝差別的取扱い＋合理的配慮の不提供)	何人も	○差別の規定 「障がいを理由として障害のない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害すること又は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしないことをいう。」 ○禁止規定 「何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。」
千葉県	H19.7	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	差別(＝不利益取扱い＋合理的配慮の不提供)	何人も	○差別の規定 「この条例において差別とは、次の各号に掲げる行為をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置を行わせないことをいう。」 ※①福祉サービス、②医療、③商品・サービス提供、④雇用、⑤教育、⑥施設・交通機関利用、⑦不動産取引、⑧情報提供を各号で規定 ○禁止規定 「何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。」
富山県	H28.4	障害のある人の人権を尊重し、県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	差別(＝不利益な取扱い＋合理的配慮の不提供)	何人も	○差別の規定 「この条例において差別とは、障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことをいう。」 ○禁止規定 「何人も、障害のある人に対し、障害を理由とする差別をしてはならない。」

自治体	全面施行 年月	条例の名称	禁止される行為	規制の対象	条文
奈良県	H28.4	奈良県障害のある人も心豊かに暮らす社会づくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ○不利益な取扱い ○合理的配慮の不提供 	何人も	<p>※差別の規定はなし ○不利益な取扱いの禁止規定 「何人も、次に掲げる行為をしてはならない。」 ※①福祉サービス、②障害福祉サービス、③不動産取引、④医療、⑤教育、⑥雇用、⑦施設・交通機関の利用、⑧情報提供、⑨商品・サービス提供、⑩前各号のほか障害を理由として不利益な取扱いを各号で規定 ○合理的配慮の不提供の禁止規定 「何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないう、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」</p>
愛媛県	H28.4	愛媛県障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例	差別(＝差別的取扱い)＋合理的配慮の不提供	全ての県民	<p>○差別の規定 「障がい者理由として不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことにより、障がい者の権利利益を侵害することをいう。」 ○禁止規定 「全ての県民は、障がい者に対して、障がいを理由とする差別をしてはならない。」</p>
長崎県	H28.4	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	差別(＝不均等待遇)＋合理的配慮の不提供	何人も	<p>○差別の規定 「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることを行う。」 ○禁止規定 「何人も、次条から第19条までに定めるもののほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。」 ※①福祉サービス、②医療、③商品・サービス提供、④労働・雇用、⑤教育、⑥建築物の利用、⑦交通機関の利用、⑧不動産取引、⑨情報提供、⑩意思表示の受領を各条で規定</p>
大分県	H28.4	障害のある人もない人も心豊かに暮らす大分県づくり条例	差別することその他の権利利益侵害行為(合理的配慮の不提供を含む)	何人も	<p>○差別の規定 「障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為(社会的障壁の除去に伴う負担が過重でない場合に、合理的配慮を怠ることを含む。)をいう。」 ○差別の禁止規定 「何人も、障がいを理由とする差別をしてはならない。」</p>
沖縄県	H28.4	沖縄県障がいのある人も心豊かに暮らす社会づくり条例	差別、合理的配慮の不提供、虐待、分野ごとに定められた禁止行為(正当な理由のない拒否・制限・条件付加・強制等)	何人も	<p>※差別の規定はなし ○差別の禁止規定 「何人も、第3項(虐待)及び次条から第17条までに規定する行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」 ※①福祉サービス、②医療、③サービス・商品提供、④雇用、⑤教育、⑥建築物等の利用、⑦交通機関の利用、⑧不動産取引、⑨意思表明、⑩情報提供を各条で規定 ○合理的配慮の規定 「何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、……社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」</p>